

高知県DV被害者支援計画

◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための
取り組みの実施に関する基本的な計画

◇「こうち男女共同参画プラン」の
「女性に対する暴力の根絶」を目指す取り組み

平成19年3月

高 知 県

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
5 計画の進行管理	2
第2章 高知県におけるDVの現状	
1 県民意識調査の結果	3
2 配偶者からの暴力に関する相談の状況	3
3 配偶者からの暴力による一時保護の状況	4
4 保護命令の発令の状況	4
第3章 計画策定にあたっての基本的方向	
1 計画の基本的視点	5
2 計画の体系	5
第4章 取り組みの内容	
基本目標1 安心して相談できる体制の整備	7
重点目標(1) 相談体制の整備	7
重点目標(2) 相談員の専門性の向上	9
基本目標2 被害者を安全に保護する環境の整備	10
重点目標(1) 安全・安心を確保するための保護体制の充実	10
重点目標(2) 同伴する子どもへの対応の充実	12
重点目標(3) 被害者の発見と救済への協力	13
基本目標3 被害者の自立を支援する体制の充実強化	14
重点目標(1) 住宅を確保するための支援の充実	14
重点目標(2) 就業支援の充実	15
重点目標(3) 各種援護制度等の利用に関する支援	16
重点目標(4) 自立のための生活支援	17
基本目標4 DVを許さない社会づくり	18
重点目標(1) 県民への広報啓発の充実	18
重点目標(2) 職場での研修の充実	19
重点目標(3) 学校等での人権教育の推進	20
重点目標(4) 加害者への対応	21
基本目標5 DV対策連携支援ネットワークの充実	22
重点目標(1) DV対策連携支援ネットワークの充実	22
参考資料	
1 計画策定の経過	23
2 高知県DV対策基本計画策定委員会設置要綱	24
3 被害者支援体制のイメージ図	25
4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	26
5 高知県男女共同参画社会づくり条例	36
6 DVについての主な相談機関	39

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力*（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、「配偶者」間という親密な関係の中で起きることや外部から発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者には罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、DVの被害者は多くが女性であり、経済的自立が困難である女性に対して、配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を侵害し、男女平等の実現の妨げともなっています。

このため、国においては、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定し、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための総合的な取り組みを始めています。

本県では、平成15年12月に制定した「高知県男女共同参画社会づくり条例」で、「性別による人権侵害の禁止等」を規定するとともに、平成16年度に「こうち男女共同参画プラン」の見直しを行い、配偶者暴力相談支援センターに位置づけられている女性相談所を中心に、暴力の防止や被害者の保護に取り組んできました。

しかし、本県においては、DV被害者からの相談や一時保護が増加しており、相談窓口の拡充やその機能の充実が求められています。また、保護を求めてくる被害者の中には、幼い子どもを連れてくる女性も多く、こうした家族への支援の充実なども必要となっています。

こうしたことから、これまでの取り組みに加え、DV防止法に基づく配偶者からの暴力の防止と被害者の保護、自立支援の取り組みを総合的・体系的に実現するための基本計画として、この計画を策定するものです。

県は、計画に基づき、県民や市町村、関係機関、さらには被害者を支援する民間団体等とも連携して、配偶者などからの暴力を根絶し、誰もが安全で、安心して暮らせる社会づくりに向けた取り組みを進めていきます。

2 計画の性格

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3に規定された、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の取り組みの実施に関する基本的な計画です。
- (2) また、この計画は、「高知県男女共同参画社会づくり条例」の第7条に規定する「男女共同参画計画」として位置づけられた「こうち男女共同参画プラン」の中で、「女性に対する暴力の根絶」を目指す取り組みとしても位置づけています。
- (3) この計画は、DVをはじめとする暴力のない社会を実現するための基本的な視点に基づき、計画期間内に取り組むべき課題や重点目標、重点的な取り組みの内容を示すものです。

参考 ～DV防止法第2条の3第1項～

都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための取り組みの実施に関する基本的な計画を定めなければならない。

3 計画の対象

この計画は、DV防止法に基づく「配偶者からの暴力」を対象としています。実施にあたっては、「配偶者からの暴力」に限定せず、「高知県男女共同参画社会づくり条例」で支援の対象としている配偶者以外の親族、さらには、恋人など身近な関係にあるものからの暴力についても、配慮しながら進めることとしています。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内でも、DV防止法第2条の2に基づく国の基本方針の見直しや新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

5 計画の進行管理

この計画に基づく取り組みの実施状況は、その内容を毎年、公表します。

併せて、取り組みの効果や課題については、「高知県男女共同参画社会づくり条例」第23条第2項に基づき、「こうち男女共同参画会議」で検証したうえで、計画内容が確実に実施されるよう県において進行管理を行います。

* 配偶者からの暴力：DV防止法第1条に定める「配偶者」（事実婚、元配偶者を含む。）からの身体に対する暴力、または、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす脅迫を含む。

第2章 高知県におけるDVの現状

1 県民意識調査の結果

平成16年度に本県が県内の20歳以上の男女1,200人を無作為に抽出して実施した「男女共同参画社会の形成に関する県民意識調査」の結果(有効回収数:480人)によると、配偶者や恋人関係にあった者から暴力行為を受けた経験の有無に関する質問の項目で、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する行為を受けた」では、「何度もあった」「1、2度あった」と答えた人の割合は合わせて15.4%、「あなた、もしくはあなたの家庭に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた」では、合わせて7.3%、「いやがっているのに、性的な行為を強要された」では、合わせて6.0%となっています。こうした暴力を受けた人の4人に1人が、その行為によって、命の危険を感じたことがあると答えています。

また、暴力を受けた人の中で、誰にも「相談できなかった」「相談しようと思わなかった」と答えた人の割合が56.1%となっており、相談しなかった理由では、「自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから」と答えた人の割合が25.5%で、内閣府が行った全国調査(男女間における暴力に関する調査)の23.1%に比べ、割合が高くなっています。

「暴力を受けて誰かに、打ち明けたり、相談したか」との質問では、相談相手に「家族・親戚」と答えた人の割合は72.9%、「友人・知人」は51.5%となっており、「こうち男女共同参画センター「ソーレ」」、「県庁」、「配偶者暴力相談支援センター・婦人相談所・女性相談員」などの相談機関をあげた人は、ごくわずかでした。

2 配偶者からの暴力に関する相談の状況

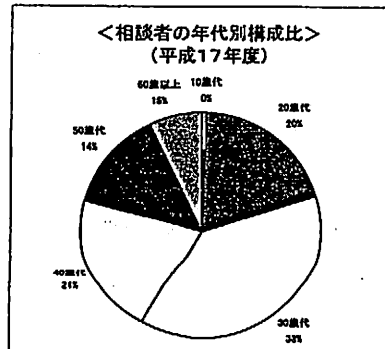
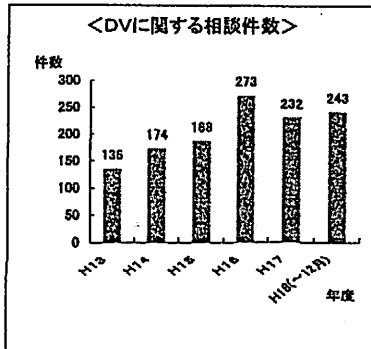
配偶者暴力相談支援センターである女性相談所に寄せられた相談のうち、DVに関するものは、平成17年度は232件となっており、平成14年度の174件に対し、1.3倍となっています。

また、平成18年度は、民間団体と一体となって広報・啓発に取り組んできたこともあって、相談が増え、12月までで243件と、前年度同期に比べ32.1%増となっています。

相談者を年代別にみると、30代が約3分の1を占めており、また、平成18年度は、10代からの相談も増えています。

地域別では、高知市に住んでいる方からの相談が約70.6%を占めています。

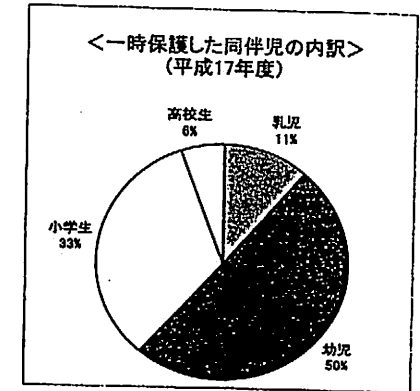
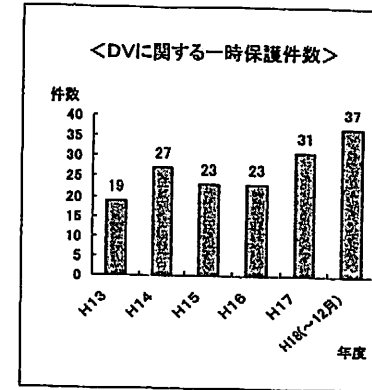
(人口比は、高知市:その他の地域=4:6)



3 配偶者からの暴力による一時保護の状況

配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力から逃れてきた女性とその同伴者を保護しており、その件数は、平成14年度は27件、平成17年度は31件となっています。平成18年度は12月までで、すでに37件となっており、前年度同期と比較すると、48.0%の増となっています。これを年代別に見ると、30代が一番多く、小さな子どもを同伴する女性が増えています。

配偶者暴力相談支援センターでは、成人した子どもや親などの親族の暴力から逃げてくる女性等も保護しています。



4 保護命令の発令の状況

平成13年10月に施行されたDV防止法には、配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者がさらなる配偶者からの暴力により生命や身体に重大な危害を受ける恐れが大きい場合に、裁判所が「接近禁止命令」や「退去命令」を発令することができる制度(保護命令制度)が設けられました。平成13年10月から平成18年12月までの保護命令の発令件数は、全国では8,785件(人口10万人あたり6.9件)で、本県では89件(人口10万人あたり11.2件)となっており、全国に比べて、人口10万人当たりの発令件数は多くなっています。

第3章 計画策定にあたっての基本的方向

1 計画の基本的視点

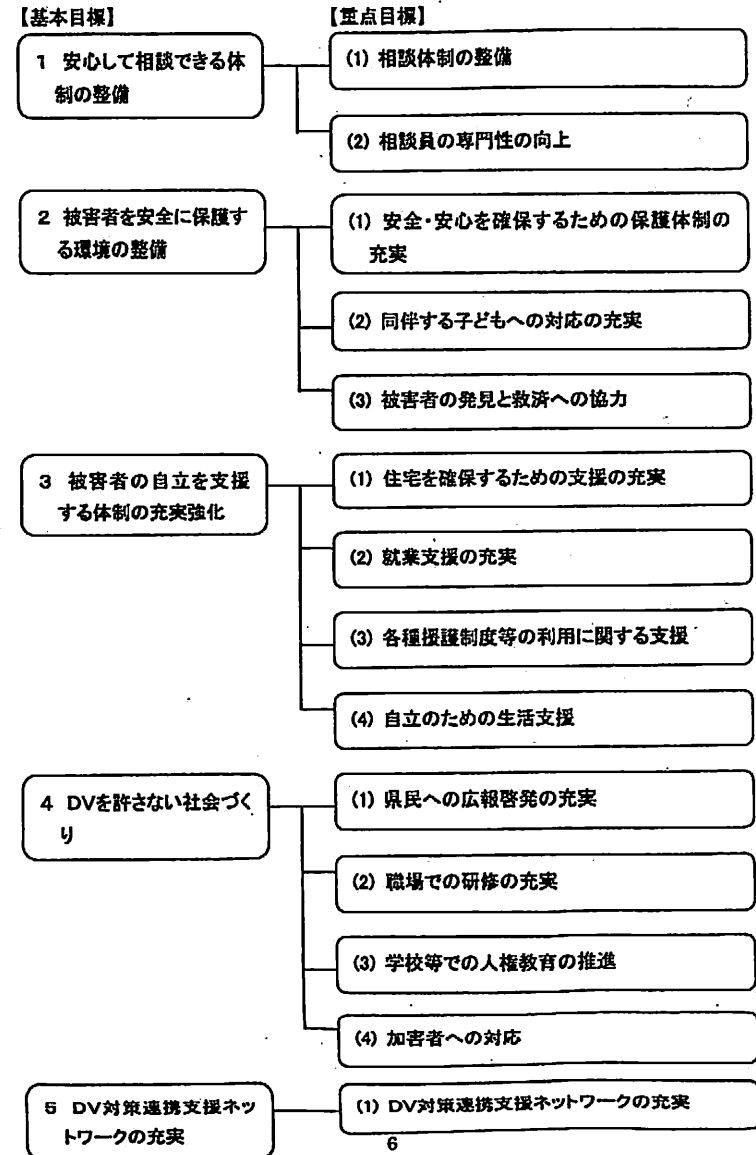
男女の人権が尊重され、DVをはじめとする暴力を許さない地域社会を実現するため、次の基本的な視点のもとに取り組みを進めます。

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等の実現の妨げともなっています。
- (2) また、DVは、被害者のもとより、その子どもなど家族の心身にも深刻な影響を及ぼすものです。
- (3) 被害者は、自らの意思に基づき、安全に、安心して、自分らしい生活を営む権利があります。
- (4) DVの防止と、自立支援を含む被害者の適切な保護を図ることは、国、県、市町村の責務です。
- (5) DVをはじめとする暴力のない社会を実現するためには、県民をはじめ、国、県、市町村、民間団体等の連携と協力が不可欠です。

2 計画の体系

基本的視点に基づき、県として取り組むべき目標として、5つの「基本目標」を定めています。

そして、この基本目標ごとに、高知県の現状と課題を整理したうえで、5年間の計画期間内に取り組むべき「重点目標」を定め、この目標に基づき重点的に取り組む事項を「重点的な取り組み」として盛り込んでいます。



第4章 取り組みの内容

基本目標1 安心して相談できる体制の整備

重点目標(1) 相談体制の整備

【現状と課題】

- 本県は、県域が広いことから、それぞれの地域においても、DV被害者への相談ができる窓口を整備する必要があります。このため、配偶者暴力相談支援センターは、各市町村の窓口でも、DV被害者に対して相談や助言などが行えるよう市町村との連携を強化するとともに、相談に携わる職員に対してDV問題に対する理解を深めるための支援に取り組む必要があります。
- 配偶者暴力相談支援センターは、夜間や休日にも電話相談を行っており、警察でも、DVに関する相談を24時間、いつでも受けられる体制を整えています。これらの相談窓口が一層活用されるためには、相談窓口の存在を周知するとともに、そこでの対応を充実する必要があります。
- 被害者が受けてきた暴力の内容や育ってきた環境には、それぞれ違いがありますし、被害者には、外国人や障害のある方もおられます。配偶者暴力相談支援センターは、こうした被害者の人権にも十分配慮し、被害者の状況に応じた適切な対応ができる相談体制を整えることが大切です。

重点的な取り組み

① 地域の相談窓口の機能の充実

県と配偶者暴力相談支援センターは、被害者が、それぞれの地域でDVに関する相談ができるよう、窓口の確保を市町村に働きかけるとともに、市町村等の相談窓口の機能が充実されるよう情報の提供や研修の機会を確保していきます。

さらに、地域の民間団体や地域活動を行っている方々、団体などと連携し、相談しやすい環境づくりに努めます。

取り組み項目	取り組み内容	担当課等
地域の相談窓口との連携	県は、市町村や福祉事務所(福祉保健所)の相談窓口、DVに関する情報の提供や研修の機会を確保し、DV問題に対する職員の理解を深めるための支援を行います。	男女共同参画・NPO課
	県は、地域の民生委員・児童委員や人権擁護委員などに対しても、DV問題について理解を深めるための情報や研修の場を提供し、配偶者暴力相談支援センターとの連携が図れるよう取り組みます。	保健福祉課 男女共同参画・NPO課
民間の相談窓口との連携	県は、「いのちの電話」など民間の相談窓口とも連携し、幅広く相談窓口が確保できるよう取り組みます。	健康づくり課 男女共同参画・NPO課

② 配偶者暴力相談支援センター(女性相談所)の相談体制の充実

配偶者暴力相談支援センターは、DV対策の総合的な相談機関としての役割を果たせるよう体制を充実していきます。また、市町村や児童相談所、警察、民間団体等との連携を強化し、機能の充実を図ります。

取り組み項目	取り組み内容	担当課等
配偶者暴力相談支援センターの機能の充実	配偶者暴力相談支援センターは、相談員の専門性を高め、関係機関 [※] との連携を強化することにより、さまざまな課題に、迅速に対応できる総合的な相談機関としての機能の充実を図ります。	配偶者暴力相談支援センター
地域の相談機能の充実に向けた支援	配偶者暴力相談支援センターは、市町村や福祉事務所(福祉保健所)の相談機能が充実するよう、DVに関する情報を積極的に提供していきます。また、被害者の支援に役立つ情報などを記載したマニュアル(DVサポートブック)を配布し、それぞれの窓口で効果的に活用されるよう取り組みます。	配偶者暴力相談支援センター
いつでも相談できる環境の確保	配偶者暴力相談支援センターは、警察のDVに関する取り組みとの連携により、被害者が24時間いつでも安心して相談できる環境を確保していきます。	配偶者暴力相談支援センター 生活安全企画課
同伴児に対するカウンセリングの充実	配偶者暴力相談支援センターは、児童相談所と連携した取り組みにより、子どもへの心理判定やカウンセリング等を充実させていきます。	児童相談所 配偶者暴力相談支援センター
外国人や障害者への対応	配偶者暴力相談支援センターは、外国人や視覚障害者に対して、外国語や点字による相談窓口の周知に努めます。また、意思疎通が困難な外国人や聴覚障害者等からの相談にも適切に対応できるよう、民間団体等の協力を得て、通訳の確保などに努めます。	障害福祉課 国際交流課 配偶者暴力相談支援センター
相談環境の整備	配偶者暴力相談支援センターは、新施設の整備にあたっては、相談者のプライバシーの保護や子どもを同伴する家族への適切な対応ができるよう、多様な相談スペースの確保に努めるとともに、相談室を個室化するなど、安心して相談できる環境を整えます。	配偶者暴力相談支援センター

※ 関係機関：児童相談所、精神保健福祉センター、生活安全企画課など

重点目標(2) 相談員の専門性の向上

【現状と課題】

- ・ 配偶者暴力相談支援センターでは、被害者の悩みや不安に対して、解決に向けた適切な助言等を行う専門相談員や心のケアを行う職員を配置し対応しています。被害者が抱えるさまざまな課題に的確に対応していくためには、それぞれの職員に求められる専門性をより向上させ、配偶者暴力相談支援センターとしての相談機能を充実させる必要があります。
- ・ 市町村等の相談窓口でもDV被害者に対して相談や助言などが適切に行われるためには、相談に携わる職員のDV問題への理解と資質の向上が必要であり、配偶者暴力相談支援センターは、市町村等の職員の研修の機会を確保する必要があります。

重点的な取り組み

相談員には、DV問題についての理解と、それに至る経緯や背景を把握したうえで、適切な助言や指導が行える能力が必要です。県は、配偶者暴力相談支援センターの相談員の専門性をより高めるとともに、市町村等で相談に携わる職員が、DV問題に対する理解を深めるための取り組みを行っていきます。

取り組み項目	取り組み内容	担当課等
配偶者暴力相談支援センターの相談員の専門性の確保	配偶者暴力相談支援センターの相談員には、被害者が抱える問題を解決し、自立に向けた適切な支援ができる、より高い専門性が求められています。このため、配偶者暴力相談支援センターでは、研修内容の充実に努め、それぞれの相談員の専門性を高めています。	配偶者暴力相談支援センター
相談員の資質向上	県は、警察やこうち男女共同参画センター「ソーレ」で相談に携わる職員が、DV問題を理解し、被害者の相談に適切に対応できるよう、専門性を高めるための研修機会を提供するとともに内容の充実に取り組んでいます。また、市町村等で相談に携わる職員についても、DV問題に対する理解を深めるための情報や研修の機会を提供していきます。併せて、相談に携わる職員に対し、秘密の保持を徹底するとともに、DV問題を理解していないことによる不適切な対応によって、更なる被害(二次被害)が超えないよう資質の向上に取り組んでいます。	保健福祉課 児童相談所 男女共同参画・NPO課 生活安全企画課

基本目標2 被害者を安全に保護する環境の整備

重点目標(1) 安全・安心を確保するための保護体制の充実

【現状と課題】

- ・ 一時保護施設では、被害者を24時間いつでも安全に保護できる体制を整えていますが、県域が広いため、遠くから保護を求めてくる被害者の移送については、安全性の確保に課題があります。県は、各警察署とさらに連携を強め、安全な移送に取り組む必要があります。
- ・ 一時保護施設は、入所者の安全を確保するため、施設のセキュリティー対策を徹底するとともに、加害者の追跡から入所者の存在を秘匿することのほか、保護命令が迅速に発令されるよう支援する必要があります。
- ・ また、入所者が一時保護施設で安心して過ごすことができるよう、同伴する子どもの学習機会や遊び場を確保するとともに、被害者や同伴する家族の心理的ケアの充実に取り組むなど、処遇の充実を図る必要があります。
- ・ 一方、現在の一時保護施設は、建物が狭く、老朽化しているため、入所者のプライバシーへの配慮や同伴する子どもへの処遇、さらには、セキュリティーの確保などにおいて、課題を抱えており、新しい施設の整備が必要となっています。
- ・ 保護を求めてくる被害者には、高学年の男子や高齢の男性を同伴する方もおり、家族形態はさまざまです。こうした被害者が、家族とともに安心して保護が受けられるよう、県は、他の入所施設や民間団体等との役割分担・連携により、受入施設の拡充を図る必要があります。

重点的な取り組み

県と配偶者暴力相談支援センターは、被害者の安全を確保することを最優先に考え、保護体制の充実に取り組みます。また、配偶者暴力相談支援センターは、入所者が一時保護施設で安心して過ごすことができるよう、それぞれが抱えている問題にきめ細やかに対応できるよう処遇の充実に努めます。

県は、さまざまな家族形態の被害者を保護できるよう、新たな施設を整備するとともに、民間団体等と連携して、受入施設の拡充に取り組みます。

取り組み項目	取り組み内容	担当課等
被害者の安全の確保	県は、警察との連携を深め、被害者を一時保護施設へ安全に移送できる体制や仕組みづくりを検討します。また、県は、被害者が退所後も安全に生活できるよう、警察からの必要な援助について、情報の提供や助言を行います。	配偶者暴力相談支援センター 生活安全企画課 各警察署

取り組み項目	取り組み内容	担当課等
被害者の安全の確保	一時保護施設は、入所者の存在を秘匿し、加害者から徹底して守ります。また、関係機関 ^{※1} に対しても、秘密の保持について周知を徹底します。	配偶者暴力相談支援センター
	住民基本台帳の閲覧等によって、被害者の居所が、加害者に知られることを防ぐため、県は、市町村担当窓口等に対して住民基本台帳の閲覧等の制限 ^{※2} の趣旨と内容の周知に努めます。	市町村振興課
	配偶者暴力相談支援センターと警察は、加害者が被害者に接触することを禁止する保護命令制度についての情報を被害者に周知し、申請の手続きが迅速に行われるよう支援します。	配偶者暴力相談支援センター 生活安全企画課 各警察署
入所者が安心して過ごせる環境の整備	県は、新しい施設を整備する際には、セキュリティ対策を充実することや同伴児の学習や遊びの場を確保することで、入所者が安心して過ごせる環境を整えていきます。	男女共同参画・NPO課
入所者の状況に応じた処遇の充実	一時保護施設は、保護中の被害者や同伴する家族の状況に応じた心のケアが行えるように、精神保健福祉センターや児童相談所などの協力を得てカウンセリング機能を充実させます。	精神保健福祉センター 児童相談所 配偶者暴力相談支援センター
	一時保護施設は、入所者が安心して外出できるよう、ボランティアの付添いサポーターの活用を図ります。	配偶者暴力相談支援センター
関係団体等との連携による受入施設の拡充	配偶者暴力相談支援センターは、母子生活支援施設や高齢者福祉施設、民間シェルターなどと役割分担を行い、さまざまな家族形態の被害者を受け入れすることができるよう努めます。 県は、民間シェルターの経営の安定を図るための支援を検討していきます。	高齢者福祉課 こども課 男女共同参画・NPO課 配偶者暴力相談支援センター

※1 関係機関：市町村や福祉保健所、学校、民生委員・児童委員協議会連合会、児童相談所、精神保健福祉センターなど

※2 住民基本台帳の閲覧等の制限

：被害者を保護する観点から、加害者からの閲覧等の請求については、「不当な目的」があるものとし、交付しないまたは閲覧させない等の取り扱いがされている。

重点目標(2) 同伴する子どもへの対応の充実

【現状と課題】

- 被害者には、30代の女性が多く、幼い子どもを連れて保護を求めるケースが増えており、同伴する子どもへの処遇の充実が必要となっています。
- DVは、被害者だけでなく、DVを見て育つ子どもの心身にも重大な影響を与えており、子どもが大きくなったとき、自分の子どもへ暴力を振うといった世代間連鎖の可能性も指摘されています。一時保護施設には、こうした傷ついた子どもへの専門的なケアを児童相談所と連携して行っていくことが求められています。
- また、被害者に同伴する子どもたちの学習については、施設内で必要に応じてその機会を提供していますが、十分なものはなっておらず、さらに充実した取り組みが必要です。

重点的な取り組み

一時保護施設は、児童相談所と連携して、入所者に同伴する子どもの心身への影響について把握し、必要なケアに取り組みます。また、保護中の子どもの学習の機会を確保するなど処遇の充実にも努めます。

取り組み項目	取り組み内容	担当課等
同伴する子どもへの心身のケア	一時保護施設は、児童相談所と連携して、保護した子どもの心身の状況に応じた専門的な処遇や計画的な支援に取り組みます。	児童相談所 配偶者暴力相談支援センター
同伴する子どもへの学習機会の確保	一時保護施設は、ボランティアの協力を得て、子どもの学習機会を増やすなど取り組みの充実にも努めます。	配偶者暴力相談支援センター
子どもが安心して遊べる環境の整備	一時保護施設は、保護中の子どもが施設の中で、安心して遊べる環境を整備します。	男女共同参画・NPO課

重点項目(3) 被害者の発見と救済への協力

【現状と課題】

- ・ DVは家庭内で行われることが多いため、外からの発見が困難で表面化しにくい傾向があります。被害者を早期に発見し、被害が深刻にならないうちに救済するためには、被害者に身近な人などがDVに気づき、専門機関への相談や通報を助言することが大切です。
- ・ 住民に身近なところで活動している民生委員・児童委員や人権擁護委員などには、DV問題についての理解を深めていただき、被害者の早期発見と救済への協力を求めていることが必要です。
- ・ また、日常業務の中でDVを発見しやすい立場にある医療機関には、被害者の発見や通報において、積極的な役割を果たすことが期待されます。

重点的な取り組み

県は、被害者に身近な人がDVに気づき、専門相談機関を紹介したり、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報できるよう、県民への啓発に努めます。また、地域で活動する民生委員・児童委員や人権擁護委員などにも、被害者の早期発見と救済の協力を要請します。あわせて、日常業務の中で被害者を発見しやすい医療機関への協力も求めています。

取り組み項目	取り組み内容	担当課等
被害者の早期発見と救済への協力についての県民啓発	被害者を早期に発見し、救済するためには、被害者に身近な方々の協力が欠かせません。そのため、県は、DVに関するさまざまな専門相談機関の紹介やDVによる身体的暴力を発見した場合の通報の制度などについて、県民の啓発に努めます。	男女共同参画・NPO課
地域で福祉活動等に関わる方々との連携	県と配偶者暴力相談支援センターは、地域の中で、被害者を早期に発見し、救済していくために、民生委員・児童委員や人権擁護委員などに対して、DV問題についての理解を深める研修を行うとともに、通報などについても協力を求めています。	男女共同参画・NPO課 配偶者暴力相談支援センター
医療関係者等との連携	県は、医師や看護師、保健師などがDVを発見した場合は、本人の意向を十分に確認したうえで、速やかに配偶者暴力相談支援センターや警察に通報するよう、医師会等に協力を求めています。	医療業務課 男女共同参画・NPO課 病院局

基本目標3 被害者の自立を支援する体制の充実強化

重点目標(1) 住宅を確保するための支援の充実

【現状と課題】

- ・ 被害者が、自立した生活を送っていくためには、生活の基本となる住宅を確保することが必要ですが、被害者の中には、所持金や保証人がないため、住宅の確保が困難な方も多くいます。
- ・ 県は、被害者に対して、県の自立支援施設や母子生活支援施設への入所に関する情報を提供していますが、それに加え、必要に応じて、民間の住宅に関する情報を幅広く収集し、被害者の状況に応じた情報を提供していくことも必要です。
- ・ また、県は、被害者が県営住宅の入居を希望する場合には、障害者世帯や母子家庭等と同様の入居手続きの緩和や抽選機会の優遇措置が受けられる制度を設けており、こうした取り組みを継続していく必要があります。
- ・ 国では、一時保護施設等を退所する被害者が就職や住宅の確保の際に保証人がなく、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険制度の創設準備を進めています。県は、制度の創設までに、その内容を随時把握し、活用について検討していく必要があります。

重点的な取り組み

被害者が自立していくためには、生活の基本となる住宅の確保が重要ですので、県は、被害者が住宅を確保できるよう、被害者に対して民間の住宅情報を提供するとともに、公営住宅等に関しては、入居に対する優遇措置の検討に取り組みます。

取り組み項目	取り組み内容	担当課等
住宅に関する情報の提供	配偶者暴力相談支援センターは、被害者に公営住宅の入居に関する情報を提供するとともに、民間事業者等の協力により、保証人や敷金・礼金を必要としない住宅や安価な住宅の情報を収集し、必要に応じて被害者に提供できるよう努めます。	配偶者暴力相談支援センター
公営住宅等の入居に関する優遇措置の検討	被害者など、住宅の確保が困難な世帯に対する県営住宅の優遇措置については、今後、他県の状況なども参考にしながらあり方を検討していきます。	公営住宅課
	県は、市町村に対して、県の取り組みや他県の情報を紹介し、市町村の公営住宅の入居に関する優遇措置の導入を働きかけます。	男女共同参画・NPO課
身元保証人への損害補償制度の活用についての検討	県は、国が創設準備を進めている身元保証人への損害保険制度について、随時、内容の把握に努め、制度の活用が有効と認められる場合は、事業の実施に合わせて保険に加入できるように取り組みます。	男女共同参画・NPO課

重点目標(2) 就業支援の充実

【現状と課題】

- 被害者が自立していくためには、住宅の確保とあわせて、就業を促進するための支援が必要で
す。
- 配偶者暴力相談支援センターは、被害者が、少しでも早く就職できるよう、ハローワークと連携し
て求人情報の提供などを行っていますが、県内の有効求人倍率が低いこともあって、安定した
職に就くことは困難な状況にあります。
- 被害者の中には、就業経験のない方や中高年の方もおり、こうした方々に就業に役立つ職業訓
練について、適切な助言や情報を提供するとともに、被害者の雇用理解のある企業の協力を
得ながら、就職につながる効果的な支援を行う必要があります。

重点的な取り組み

被害者が自立していくためには、住宅の確保とあわせて、就業を促進するための支援が必
要です。そのため、県と配偶者暴力相談支援センターは、関係機関と連携して、求人情報の
提供や職業訓練を受講するための助言に努めるなど効果的な支援を行います。

取り組み項目	取り組み内容	担当課等
関係機関や企業 等との連携による 求人情報の提供	県は、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センター と連携して、被害者に求人情報を積極的に提供します。あ わせて、企業や民間団体の協力も得て、就職につながる 効果的な支援を行います。	こども課 男女共同参画・ NPO課
職業訓練に関す る助言、情報提 供等	配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対して、就業 に必要な技能を習得するための職業訓練に関する情報の 提供と適切な助言を行います。 県は、こうち男女共同参画センター「ソーレ」が行うスキルア ップを図る講座について、必要な場合は、被害者が優先的 に受講できるよう配慮します。	男女共同参画・ NPO課 配偶者暴力相談 支援センター こうち男女共同参画 センター「ソーレ」

重点目標(3) 各種援護制度等の利用に関する支援

【現状と課題】

- 被害者の多くは、住宅の確保に必要な費用や医療費、生活費など生活基盤を築くための資金
が得られず、経済的な支援が必要となっています。配偶者暴力相談支援センターは、こうした被
害者の自立を支援するため、生活保護や児童扶養手当、母子・寡婦福祉資金の貸付など、各
種援護制度等に関する情報を提供する必要があります。

重点的な取り組み

被害者が自立していくためには、各種援護制度等による支援が必要な場合もあります。
配偶者暴力相談支援センターは、各種援護制度等を所管する機関と連携し、被害者の状
況に応じた援護に関する制度が適切に利用できるよう助言等の支援に取り組みます。

取り組み項目	取り組み内容	担当課等
各種援護制度 等の利用に関 する支援	配偶者暴力相談支援センターは、生活保護や母子生活支 援施設への入所、児童扶養手当、母子・寡婦福祉資金の 貸付制度等、各種援護制度等の情報を被害者の状況に 応じて提供します。 また、福祉事務所(福祉保健所)等と連携して、被害者の 自立支援のために必要な各種援護制度等が適切に措置さ れるよう取り組みます。	こども課 福祉保健所 配偶者暴力相談 支援センター

重点目標(4) 自立のための生活支援

【現状と課題】

- ・ 保護された被害者の多くは、十分な所持金がないため、自立に際して、仮に住宅等が確保できても、当面の生活用品が整えられず、生活に支障を生じることがあります。
- ・ 県や配偶者暴力相談支援センターは、県民や被害者支援に取り組む民間団体等の協力を得て、被害者が自立するために必要な最低限の資金や生活用品の確保に努めています。しかし、こうした協力者は限られていることから、これを安定的に、しかも継続した取り組みとしていくためには、協力者の拡大などの取り組みが必要となっています。

重点的な取り組み

被害者が自立し、新たに生活を始めるためには、最低限の資金と生活用品が必要です。県と配偶者暴力相談支援センターは、被害者が自立するための資金や生活用品を得られるように、企業等にも協力を求め、支援の輪を広げていきます。

取り組み項目	取り組み内容	担当課等
自立のための資金や生活用品等の確保	県と配偶者暴力相談支援センターは、被害者が自立するための当面の資金の確保や生活用品等の提供を受けられるように、企業や社会貢献を行っている団体等へ協力を求めています。 そのうえで、こうした企業や団体等との役割分担や連携の仕組みを定めた協定を締結し、協働による多面的な支援に取り組めます。	男女共同参画・NPO課 配偶者暴力相談支援センター

基本目標4 DVを許さない社会づくり

重点目標(1) 県民への広報啓発の充実

【現状と課題】

- ・ 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む、重大な人権侵害です。こうした認識が県民に広く定着し、暴力を許さない気運づくりを、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野で進める必要があります。
- ・ そのためには、テレビなどのメディアを積極的に活用して、DV問題をわかりやすく伝えるなど効果的な啓発を行う必要があります。
- ・ また、DVは配偶者間だけでなく、若者の間でもみられることから、県は、関係機関と連携して、さまざまな世代への効果的な啓発に取り組む必要があります。
- ・ DVを許さない社会を築くためには、県民一人ひとりが、DV問題についての理解を深めていくことが大切であり、住民や被害者と身近に接する立場にある市町村の役割は大きく、県は、市町村や地域活動団体等と連携して、効果的な広報啓発に努める必要があります。また、地域においても、住民一人ひとりが、DV問題についての理解を深めてもらう取り組みを進める必要があります。

重点的な取り組み

県は、DVは犯罪ともなる重大な人権侵害であることの認識を広く社会に定着させることが必要であり、県民に対して、DV問題についての正しい理解を広めるための効果的な啓発に取り組めます。また、住民に身近な立場にある市町村や地域活動団体とも連携して広報啓発に取り組めます。

さらには、若者の参画を得て、デートDVについての気づきにつながるような広報啓発にも取り組めます。

取り組み項目	取り組み内容	担当課等
県民への広報啓発	県は、人権啓発センター等と連携して、テレビや新聞等のメディアやインターネットなど、多様な広報媒体を活用したDV問題に関する情報発信に積極的に取り組めます。 県は、こうち男女共同参画センター「ソール」と連携して、DVに関する啓発誌やリーフレット等を作成し、効果的な広報に努めます。	広報課 男女共同参画・NPO課 人権啓発センター こうち男女共同参画センター「ソール」
市町村との連携による広報啓発	県は、市町村と連携して、市町村広報紙等を積極的に活用し、DV問題について効果的な広報に努めます。	男女共同参画・NPO課
地域活動団体等との連携による啓発	県は、地域活動団体等が行う研究会や講座等を活用し、DV問題についての理解を深めていきます。また、NPOやボランティアグループが行っている人権啓発への取り組みを支援します。	男女共同参画・NPO課

取り組み項目	取り組み内容	担当課等
若者に対する広報啓発	県は、こうち男女共同参画センター「ソーレ」とも連携して、若者の視点も取り入れたDVに関する広報啓発資料の作成にも取り組み、若者に対する効果的な広報啓発に努めます。 また、思春期相談センター「PRINK」では、相談、予防、啓発を行います。	健康づくり課 男女共同参画・NPO課 こうち男女共同参画センター「ソーレ」
効果的な啓発への工夫	県は、人権やDVをテーマにした研修会や講演会等に、多くの男性が参加できるように、演題の設定や呼びかけ方法等を工夫していきます。 また、身近なところから、具体的な気づきを持ってもらえるようなDVチェックシートなどを作成し、活用を努めます。	男女共同参画・NPO課

重点目標(2) 職場での研修の充実

【現状と課題】

- ・ DVを許さない社会を築いていくためには、職場においても、一人ひとりの人権を尊重する意識やDV問題についての正しい理解を深めることが大切です。こうしたことから県や市町村は、率先して、職員の研修に組みむとともに企業に対しても協力を求める必要があります。
- ・ 人権啓発センターやこうち男女共同参画センター「ソーレ」では、企業等の研修へ講師を派遣していますが、まだまだ利用が少ないので、こうしたものが活用されるよう、企業等にも働きかけていく必要があります。

重点的な取り組み

県や市町村をはじめ、企業などの働く場においても、人権やDV問題に関する研修に取り組むことが大切です。県は、企業等において、主体的な取り組みが行われるよう支援します。

取り組み項目	取り組み内容	担当課等
県、市町村の職員研修	県は、各職場で人権やDVの問題をテーマにした職員研修が行われるよう、率先して取り組みます。 また、県は、市町村でも同様の職員研修が取り入れられるよう働きかけるとともに、こうち男女共同参画センター「ソーレ」や人権啓発センターと連携して、講師の派遣などの支援を行います。	男女共同参画・NPO課 人権啓発センター こうち男女共同参画センター「ソーレ」
企業等での従業員研修	人権やDV問題をテーマにした従業員研修が行われるよう、県は、企業への働きかけや経営者団体・労働組合等への協力依頼を行います。また、こうち男女共同参画センター「ソーレ」や人権啓発センターと連携して、講師の派遣などの支援を行います。	男女共同参画・NPO課 雇用労働政策課

重点目標(3) 学校等での人権教育の推進

【現状と課題】

- ・ DVを許さない社会を築いていくためには、学校等においても、人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育を進める必要があります。また、そのためには、教職員に対して、DV問題についての理解を深めるための研修の機会を確保する必要があります。
- ・ 県内の中・高等学校の中には、高知地方務局や人権擁護委員と連携した、デートDVに関する学習などにも取り組んでいるところもあり、こうした取り組みが県内全域に広がることが望まれます。

重点的な取り組み

県は、学校等における人権教育の中で、人権やDV問題について、子ども達の発達段階に応じて、正しく理解をさせる学習に取り組めます。また、関係機関などとの連携により、子ども達に問題意識を高めるような取り組みを行い、効果的な学習に努めます。

取り組み項目	取り組み内容	担当課等
教職員に対する研修	県は、教職員が、DV問題について理解を深め、授業に活かすことができるよう、研修の機会の充実に取り組みます。	男女共同参画・NPO課 教職員課 教育センター 人権教育課
小・中・高等学校での取り組み	県は、児童・生徒に対して、発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育が積極的に行われるよう支援します。 また、県は、私立学校においても学校教育の中で、同様の取り組みが行われるよう、働きかけます。	私学・大学支援課 教職員課 教育センター 小中学校課 高等学校課 児童生徒支援課 人権教育課
関係機関等との連携	県は、若者の間で問題となっているデートDVを防ぐため、外部の関係団体等との連携による取り組みについて、中・高等学校に対して情報の提供に努めます。	健康づくり課 男女共同参画・NPO課

重点目標(4) 加害者への対応

【現状と課題】

- ・ 加害者の多くは、罪の意識が少ないため、DVが繰り返される危険性や新たな被害者を生む可能性があります。
- ・ 警察は、被害が繰り返されることのないよう、加害者への効果的な警告を行うとともに、接近禁止命令や退去命令などの保護命令が出された加害者に対して、命令の内容を正しく理解させるなどの指導が必要です。また、この保護命令に違反した場合には、厳正に対処する必要があります。
- ・ 一方、加害者の中には、自らの暴力に悩み、更生の意志を持っている人もいますので、県は、関係機関や民間支援団体と連携し、加害者自身が相談を受けられる体制を整える必要があります。
- ・ 加害者の更生については、加害者が自分の怒りの感情をコントロールできるようになるための継続した支援プログラムが必要といわれており、現在、国において支援プログラムの調査研究が進められています。しかし、更生のための指導の有効性については未解明な部分も多く、場合によっては、被害者にとって危険なものとなるとも言われており、国の研究結果を見極める必要があります。

重点的な取り組み

県は、加害者が、人権侵害を繰り返すことのないよう、厳正に対処します。
一方、自ら「変わりたい」と悩んでいる加害者には、適切な相談機会が確保できるよう取り組みます。

取り組み項目	取り組み内容	担当課等
加害者への厳正な対応	警察は、暴力が繰り返されることのないよう、保護命令が出された加害者に対し、命令の内容を正しく理解させ、厳しく警告を行っていきます。また、保護命令の違反に対して厳正に対処します。	生活安全企画課
加害者が相談しやすい環境の整備	県は、精神保健福祉センターや民間支援団体、こうち男女共同参画センター「ソーレ」と連携し、悩んでいる加害者が相談できる場を確保するとともに、相談しやすい環境を整えていきます。 また、県は、加害者が医療機関や企業内でも相談を受けられるように、医師会や産業保健推進センター等に理解と協力を求めています。	精神保健福祉センター 男女共同参画・NPO課 こうち男女共同参画センター「ソーレ」

基本目標5 DV対策連携支援ネットワークの充実

重点目標(1) DV対策連携支援ネットワークの充実

【現状と課題】

- ・ DVの防止や被害者の保護、自立支援に関する取り組みは、広範多岐にわたっており、関係機関が相互に連携して、効果的に取り組む必要があります。
- ・ このために、県は、行政や民間の関係機関等で構成するDV対策連携支援ネットワーク^{*}(以下「DVネットワーク」という。)を設置し、被害者への総合的な支援や暴力のない社会づくりへの取り組みを進めています。地域的な偏りなどの課題もあります。今後は、専門性を高めるための体制の充実と連携を強め、全県的な機能を拡充していく必要があります。

重点的な取り組み

県は、DVネットワークの体制の充実を図り、配偶者暴力相談支援センターとの連携を強化して、被害者の総合的な支援に取り組みます。

取り組み項目	取り組み内容	担当課等
DVネットワークの充実	県は、DVネットワークでの情報の共有や研修の充実により、被害者の支援に連携して取り組みます。 また、DVネットワークの専門性の向上と支援の輪を拡大するため関係団体等にも参加を働きかけていきます。	男女共同参画・NPO課

^{*} DV対策連携支援ネットワーク：県内のそれぞれの地域で、被害者や同伴する家族の保護や早期自立を支援するための機関

「DV対策連携支援ネットワーク」の構成機関(平成19年3月1日現在)

	構成機関
関係機関	高知県民生委員・児童委員協議会連合会、高知県母子生活支援施設協議会、こうち男女共同参画センター「ソーレ」、高知県女性保護対策協議会、高知県人権擁護委員連合会、社団法人高知県医師会、高知県高齢者総合相談センター
支援団体	あいあいめっせ、青済の家、NPO 法人大地の会
国の機関	高知地方方法務局、高知労働局
市の機関	各市の福祉事務所(11機関)、高知市男女共同参画課
県の機関	人権課、各福祉保健所(5機関)、精神保健福祉センター、こども課、児童相談所(2機関)、男女共同参画・NPO 課、配偶者暴力相談支援センター、人権教育課、生活安全企画課
オブザーバー	高知地方裁判所、高知家庭裁判所

参 考 資 料

1 計画策定の経過

(1) 高知県DV対策基本計画策定委員会開催状況

	開催日	協議内容等
第1回	平成18年6月22日(木)	(1) 委員長の選出について (2) 高知県DV対策基本計画の策定について (3) 高知県のDVの現状について (4) 質疑応答及び意見交換 (5) その他
第2回	平成18年7月27日(木)	(1) DV防止法について (2) 他県のDV対策基本計画の状況について (3) 基本計画について協議 (4) その他
第3回	平成18年8月28日(月)	(1) 基本計画についての協議 (2) 提言書の書式について (3) その他
第4回	平成18年10月13日(金)	(1) 基本計画についての協議 (2) その他
第5回	平成18年10月31日(火)	(1) 基本計画の提言案について (2) その他

※ 高知県DV対策基本計画策定委員名簿

区 分	所 属 名	職 名	氏 名
DV被害者支援団体	あいあいめっせ	代 表	青木 美紀
	青海の家	代 表	武田 紀
学識経験者	こうち男女共同参画会議	委 員	◎筒井 早智子
関係行政機関	高知市福祉事務所	所 長	○岡林 敏行
	宿毛市人権推進課	課長補佐	河野 延子
	高知県警生活安全企画課	警察総合相談担当課長補佐	村田 省三
県民代表	こうち男女共同参画会議	委 員	松田 高政

◎委員長 ○副委員長

(2) 県民パブリックコメント

期 間 : 平成19年1月24日～平成19年2月7日

件 数 : 39件(意見者12人)

県民及びこうち男女共同参画会議、高知県人権尊重の社会づくり協議会

2 高知県DV対策基本計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 高知県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する高知県DV対策基本計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、関係者の幅広い参画を得て、その内容を検討するため、高知県DV対策基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の内容に関する事項
- (2) その他計画に関する事項

(組織)

第3条 委員は、別表の委員で構成する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は委員会を代表し、委員会の会議を主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時は委員長の職務を行う。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会の会議に、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化環境部男女共同参画・NPO課において行う。

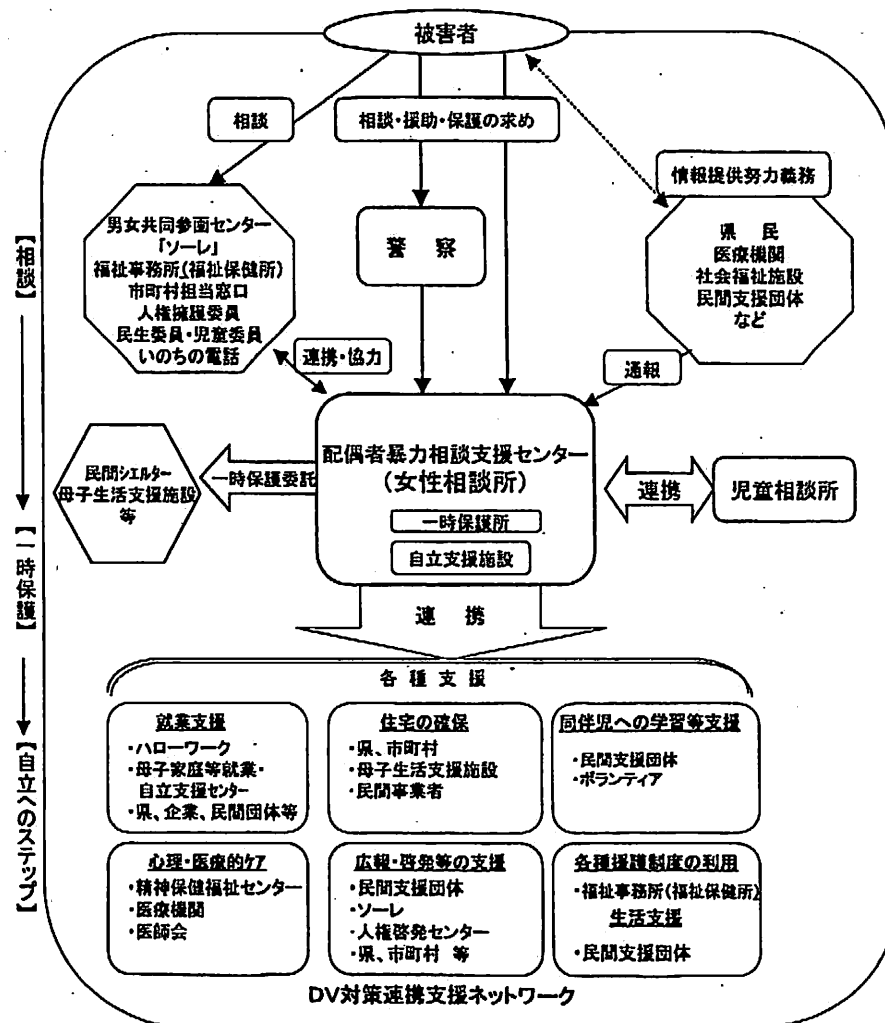
(その他)

第8条 この要綱に定めることのほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

3 被害者支援体制のイメージ図



4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成一六年六月二日法律第六四号

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び基本計画（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八條）

第六章 罰則（第二十九条・第三十條）

我が国においては、日本国憲法に個人の人権と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の人権を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び基本計画

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第四項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（基本計画）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 主務大臣は、都道府県に対し、基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該施設が

配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができる。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が配偶者からの異なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第十八条第一項において同じ。）であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大

きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、前項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（被害者及び当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条の規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第二項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力を含む。）に関して前三号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第四号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第三号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第四号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき確明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項の規定による命令にあっては同条の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力と同一の事実を理由とする同条の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰すことのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同条の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第四号中「前三号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

5 高知県男女共同参画社会づくり条例

目次

前文

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 基本的な取組(第7条-第17条)

第3章 性別による人権侵害の禁止等(第18条-第20条)

第4章 苦情等の申出の処理(第21条)

第5章 こうち男女共同参画会議(第22条-第27条)

第6章 雑則(第28条)

附則

男女平等をうたった日本国憲法が制定されて、半世紀あまりが過ぎました。この間、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の理念に基づき、国はさまざまな取組を踏まえ、高知県においても男女平等を実現するための取組を進めてきました。

しかし、県民意識調査の結果などから、まだまだ性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く、そのことによる男女間の不平等が暮らしのさまざまな場面に存在することが認められます。

高知県は、結婚した後も子育てをしながら働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありますが、家事、子育て、家族の介護などへの男性の参加が十分でなく、女性が負担を感じているという実態があります。農林水産業、商工業などの自営業の分野において、女性は重要な担い手となっているものの、意思決定の場に参画する機会はまだまだ多くありません。また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者間の暴力行為などの人権侵害も問題となっています。

これらの課題を解決し、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を築くためには、県、市町村、事業者そして県民が力を合わせて、男女共同参画のための取組をなす一層進める必要があります。このことは、また少子高齢化といった社会の変化に対応し、豊かで心の通い合う活力ある高知県を築くためにも大変重要です。

高知県は、自由民権運動発祥の地であり、かつ、女性の参政権を全国に先駆けて実現した輝かしい歴史を持っています。この自由と進取の精神風土を受け継いで、男女共同参画社会づくりを着実に一歩一歩前進させ、平和な社会の下、一人一人の人権や個性が平等に尊重される高知県となることを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する取組に関し必要な事項を定めます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画社会 女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善する上で、必要な範囲内において、女性と男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づき社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。
- (3) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協同の下に行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画を推進する取組(積極的改善措置を含みます。以下同じ。)を総合的に実施する責務を有します。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者及び市町村と連携して取り組みます。

3 県は、市町村における男女共同参画の取組を支援するため、必要に応じて情報の提供、技術的な助言等に努めます。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画に関する

理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する男女について、雇用上の均等を機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とを両立させることができるよう就業環境の整備に努めなければなりません。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めなければなりません。

第2章 基本的な取組

(男女共同参画計画)

第7条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を定めます。

2 知事は、男女共同参画計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を反映するとともに、第22条に規定するこうち男女共同参画会議の意見を聴きます。

(広報活動等の充実)

第8条 県は、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動を行うとともに、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う人材を育成するものとします。

2 男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、毎年6月を男女共同参画推進月間とします。

(教育と学習の推進)

第9条 県は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における教育及び県民の学習の場において、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めます。

2 県は、あらゆる分野の教育の場において、男女平等を基本とした教育が行われるよう努めます。

(農林水産業、商工業等自営業の分野における男女共同参画の推進)

第10条 県は、農林水産業、商工業等の自営業の分野において、従事する女性と男性の労働が、適正に評価され、かつ、女性と男性が対等な構成員として、経営活動及び地域における活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努めます。

(附属機関等の委員の男女構成)

第11条 県は、県の審議会その他の附属機関等の委員の男女構成については、規則で定める場合を除き、均衡するよう努めるものとします。

2 県は、市町村における審議会その他の附属機関等においても、男女構成が均衡するよう協力を求めるものとします。

(男性の家事、子育て等への参加促進)

第12条 県は、女性と男性が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とが両立できるよう、男性の家事、子育て、家族の介護等への参加を促進するための啓発に努めます。

2 県は、事業者において、その雇用する女性と男性が家事、子育て、家族の介護等に共にかかわり、職業生活における活動と家庭生活における活動とが両立できる環境が整備されるよう支援するものとします。

(生涯を通じた女性の健康支援)

第13条 県は、女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった生涯を通じて、自ら健康の保持及び増進をすることができるよう環境整備に努めます。

(拠点施設)

第14条 県は、こうち男女共同参画センターを男女共同参画を推進するための拠点施設とします。

(調査研究)

第15条 県は、男女共同参画を推進するために必要な調査研究を行います。

(特定非営利活動法人等との連携及び協働)

第16条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人、女性団体その他の民間の団体との連携及び協働に努めます。

(公表)

第17条 知事は、毎年、県が行う男女共同参画の推進に関する事業の状況及び男女共同参画社会づくりの進捗状況公表を公表します。

第3章 性別による人権侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第18条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的な取扱いをしてはなりません。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。)を行ってはなりません。

3 何人も、配偶者間その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「暴力的行為」といいます。)を行ってはなりません。

(配偶者等からの暴力による被害者への支援)

第19条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含みます。次項において「配偶者等」といいます。)から、暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者(次項

において「被害者」といいます。) に対し、必要に応じて助言、知事が指定する配偶者暴力相談支援センター及びその他別に指定する施設(次項において「センター等」といいます。)への一時的な入所による保護その他の適切な支援を行います。

2 センター等の長は、前項の一時的な入所による保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、当該被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができます。

- (1) 被害者に対し暴力的行為を行った配偶者等又はその者から依頼を受けた者等(次号において「加害者等」といいます。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。
- (2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報への配慮)

第20条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割の固定化又は男女間の暴力的行為を助長する表現を用いないように配慮しなければなりません。

第4章 苦情等の申出の処理

第21条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事業についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事業について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理する機関として、男女共同参画苦情調整委員(以下この条において「苦情調整委員」といいます。)を置きます。

- 2 県民又は事業者は、苦情調整委員に、前項に規定する苦情及び事業の申出をすることができます。
- 3 苦情調整委員は、前項に基づく苦情の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事業を所管する県の機関に対し、説明等を求め、是正その他の措置を講ずるよう助言又は指導を行います。
- 4 苦情調整委員は、第2項に基づく事業の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事業の関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、助言、是正の要望等を行います。
- 5 苦情調整委員は、第25条に規定する委員の互選により選ばれた者の中から、3名以内で知事が任命するものとします。ただし、申出の内容によっては、同条に規定する委員以外の者を当該苦情調整委員として2名以内で任命することができます。

第5章 こうち男女共同参画会議(設置)

第22条 男女共同参画の推進に関し、知事の附属機関として、こうち男女共同参画会議(以下「参画会議」といいます。)を置きます。

(任務)

第23条 参画会議の任務は、次のとおりとします。

- (1) 男女共同参画計画の作成又は変更に関すること及び男女共同参画社会の実現に関する重要な事項を調査審議すること。
- (2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する取組の状況について、知事に意見を述べること。

(組織)

第24条 参画会議は、委員15名以内で組織します。

(委員)

第25条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命します。この場合において、第2号に掲げる者については、2名以上となるよう努めます。

- (1) 男女共同参画に関し識見を有する者
 - (2) 公募に応じた者
- 2 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の現任期間とします。
- (会長及び副会長)

第26条 参画会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定めます。

- 2 会長は、会務を総理し、参画会議を代表します。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。
- (部会)

第27条 参画会議は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができます。

- 2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名します。
- 3 部会の委員は、会長が指名します。

第6章 雑則

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めます。

附則(抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4章及び附則第3項の規定は、同年7月1日から施行する。
- (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に定められているこうち男女共同参画プランは、第7条の規定に基づき定められた男女共同参画計画とみなす。

6 DVIについての主な相談機関

○ 配偶者暴力相談支援センター(高知県女性相談所)

	相談時間		電話番号	休 日
電話相談	毎日	8時30分～17時15分 18時～21時	相談電話 088-822-5520 FAX 088-822-6775	年末・年始 (12月29日～1月3日) 土・日・祝祭日
来所相談(予約制)	月～金	8時30分～17時15分		
法律相談(予約制)	第2水曜	14時～16時		

*ご希望があれば、市町村へお問い合わせの相談もお受けします
*住所 高知市愛宕町3-12-29

○ こうち男女共同参画センター「ソーレ」

	相談時間		電話番号	休 日
一般相談	毎日 (水曜を除く)	9時～17時(面談・電話)	088-873-9555	第2水曜 祝祭日 年末年始 (12月29日～1月3日)
こころの相談(予約制)	第1水曜	14時～16時(面談)		
健康相談(予約優先)	第3水曜	11時～13時(電話)	電話 873-9100 FAX 873-9292	
法律相談(予約制)	第2・第4木	14時～16時(面談)		
男性のための悩み相談(予約優先)	第1火曜	18時～20時(面談・電話)		

*住所 高知市旭町3-115

○ 警察の相談窓口

	電話番号	備 考
警察本部 生活安全企画課	(代)088-826-0110	急ぎの相談には、24時間いつでも対応
高知警察署	(代)088-822-0110	
高知南警察署	(代)088-834-0110	各警察署の窓口は生活安全担当課(夜間・休日等は当直員)
室戸警察署	(代)0887-22-0110	
安芸警察署	(代)0887-34-0110	
香南警察署	(代)0887-55-0110	*身に危険がある等の緊急を要する場合は110番に通報してください
南国警察署	(代)088-863-0110	
香美警察署	(代)0887-52-0110	
本山警察署	(代)0887-76-0110	
いの警察署	(代)088-893-1234	
土佐警察署	(代)088-852-0110	
佐川警察署	(代)0889-22-0110	
須崎警察署	(代)0889-42-0110	
窪川警察署	(代)0880-22-0110	
中村警察署	(代)0880-34-0110	
清水警察署	(代)0880-82-0110	
宿毛警察署	(代)0880-63-0110	